

前田厚子議員

第1 標題「災害時における障がい者の避難について」

1 回目の質問

公明党の前田厚子です。

只今、議長より許可をいただきましたので、令和7年3月議会におきまして、市政一般に関する質問をさせていただきます。

もうすぐ、14回目の3・11がやってきますが、私達は決して、この日のことを忘れず災害への備えをしなければならないと思っています。

その上で質問をします。

第一標題 「災害時における障がい者の避難について」

6点お聞きします。

災害対策基本法の一部改正が閣議決定され、改正案では、緊急で支援が必要な場合、国は自治体の要請を待たずに物資や人的リソースなどを届けるとしています。

能登半島地震で明らかになったように、高齢者ら要配慮者の災害関連死を防ぐため、被災地における福祉支援の充実を盛り込み高齢者や要配慮者・在宅避難者への支援を強化し、さらには、福祉サービスを追加、福祉関係者との連携を強化するとありました。

被害に遭い、お亡くなりになられた障がい者の数は、健常者の2倍と報道されています。そんなニュースを聞いた障がい者のことを思うと、もう一度、当事者の皆さまの声を聞き取り、代弁せずにはられません。

1点目 防災訓練についてお聞きします。

本市では、毎年9月の第一日曜日に市の防災訓練が実施されています。

この訓練には私も毎年参加していますが、障がい者が参加しているのを見たことがありません。そこで障がい者に伺いますと、自立支援協議会からの申し入れをしたのですが、丁重にお断りされたとのことでした。

そこで、一昨年は富士河口湖町へ、昨年は台風で中止、今年は鳴沢村に参加する予定になっているそうです。

私は、障がい者にお聞きしました。正直言って市の訓練には参加しにくいですかと質問すると半分の方は、あまり人前には出たくないとおっしゃっていました。残りの半分は、出たくても、出ていいものかと考えてしまうとのことでした。

しかし、後者は、参加したいと、そして、視覚障がい者は、地元の訓練に出て、ここに私のように障がいのある人が住んでいる、何かあった時はどうか声をかけて下さいとお願いしたいと話していました。また、同じように聴覚障がい者は、外見では分からないので、近隣の人に理解してもらいたいとのことでした。

是非、今年からは、希望者を募り、本市の訓練に参加してもらいたいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

2点目 情報についてお聞きします。

富士吉田市公式防災アプリですが、スマートフォンからは画面を読み取る機能がついていないので、視覚障がい者には、全く情報が入手できないそうです。

そこで、市民協働推進課にお聞きしましたら、3月末を目標に市の公式ラインアプリを立ち上げるとのことでした。できればその時に、防災アプリも一体化して、見やすく、音読できるようにしていただきたいのですが、可能でしょうか。市の考えをお聞かせください。

3点目 避難所に行くことの不安についてお聞きします。

多動であったり突然大きな声を出してしまうような障がい者は、避難所に行かないのではなく、行けないと多くのお母さんからお話を聞きました。

福祉避難所のことも具体的に聞いたことは無く、どこにあるかも知らないとのことでした。

健常者のように一次避難所に行ってから福祉避難所に行くということも、大きな負担があります。そこで、私は、令和4年9月議会の一般質問で障がい者の避難は、一次二次というのではなく直接避難できないでしょうかと質問しました。その時、市長から福祉避難所の体制が整った上で、直接避難できるよう推進して下さるとのご答弁をいただきました。質問した時より、2年が経ちましたが、直接避難へのマニュアルは作られたのでしょうか。市の考えをお聞かせください。

また、富士山噴火で広域避難する時は、要配慮者は、早めの避難となっていますが、行った先の環境がとても不安とのこと。もっと、具体的に安心を提供できるようにしていただきたいのですが、市の考えをお聞かせください。

4点目 医療的ケア児の避難についてお聞きします。

医療的ケア児が移動する時は、とにかく必要物品が多いということです。また、サポートしていただく人もお願いしなければなりません。その上、長期になった場合、

福祉避難所には、医療機器の電源の確保、蓄電池、酸素ボンベ等、用意した物が不足した場合に補充できる環境になっていますか。市の考えをお聞かせください。

また、感染症等にも罹患しやすいので、対策も重要なことです。避難所のレイアウト図などの施設の利用計画も必要かと思いますが、市の考えをお聞かせください。

5点目 自宅避難している障がい者への対応についてお聞きします。

先ほども述べましたが、今回お話を聞いたほとんどの方が、避難所に行くという選択肢が無いと言うのです。自宅が倒壊しない限り、家族で自宅にて避難、もし家が倒壊したら車に避難すると言っていました。自分たちの覚悟ですと。そのためにガソリンはいつも満タンに蓄電池も用意していますとのこと。

それでも、市に応援していただけるなら、自宅で避難しているということを確認してもらいたいとのこと。そして、前もって物資の配給をお願いしたいとのことですが、市は、そこまで考えていただけるのでしょうか。考えをお聞かせください。

質問の冒頭と繰り返しになりますが、一部改正された災害対策基本法には、災害時、避難所だけでなく自宅や車中などで過ごす人にも、どのような支援が必要か早急に把握し、災害関連死を防ぐ体制を構築することが重要とありました。

できれば、本当に困っている人のために心を砕いていただければと思います。

6点目 個別避難計画についてお聞きします。

実際に取り組むとなかなか、前に進めない状況かと思います。そこで、何が最大の障害になっているのか、私も様々な研修等に参加しました。当事者からのお話で「支援者」をお願いできないというところで、足踏みしていることを知りました。市でも同様でしょうか、お聞かせください。

ほんの少し、進んでいる自治体のお話を聞きますと、行政だけでなく、障がい者団体等と一緒に取り組むことによって、スムーズにいくようになりましたとのこと。

本市でも大変ですが、参考にして検討していただけないでしょうか、今後の計画等ありましたら、市の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

前田厚子議員の災害時における障がい者の避難についての御質問にお答えいたします。

近年の多様化、複合化、そして頻発化する災害に対しましては、様々なケースを想定した防災対策を講じることが必要不可欠であります。また、その防災対策のなかにおいて、特段の配慮が必要となる方々がいらっしゃることも十分に認識しております。

その認識の下、引き続き、誰一人取り残さない防災への取組を推進してまいります。

災害時における障害者の避難についての具体的な対策につきましては、企画部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の企画部長答弁

前田厚子議員の災害時における障がい者の避難についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の障害者の防災訓練への参加についてであります。前田議員も御認識のとおり災害対策基本法において、防災訓練など自発的な防災活動への参加は住民の責務とされております。

なお、これまで実施された防災訓練におきましては、一部ではありますが福祉施設入所者及び介助者に御参加いただいております。また、今年度の富士吉田市防災の日は残念ながら台風のため中止となりましたが、防災フォーラムには、手話通訳者を配置し、聴覚障害者の参加も予定されておりました。

平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、視覚障害者や聴覚障害者の所在は把握しているため、今後は自主防災会を通じ防災訓練への参加を呼びかけるとともに、視覚障害者や聴覚障害者の関係団体等にも周知し、一人でも多くの市民が参加いただける防災訓練を実施し、課題を検証してまいります。

次に、2点目の公式LINEアプリに防災アプリを一体化することについてであります。本市では以前から公開しております公式LINEアカウントの機能を今月末より大幅に刷新いたします。公式LINEと既存の防災アプリとの一体化は困難であります。公式LINE上で防災アプリが起動できるように構築いたします。また、LINEに届くメッセージはスマートフォンの機能で読み上げることが出来ますので、防災アプリで発信している防災・緊急情報につきましては公式LINEから配信できるよう機能拡充を図ってまいります。

次に、3点目のマニュアルの作成についてであります。福祉避難所への直接避難につきましては、受入れ対象となる避難行動要支援者の特定のために、個別避難計画の作成が必須であり、避難先となる福祉施設との双方の理解が必要となります。さらには、発災後の施設の安全性の確認や支援を行うスタッフの確保など多くの課題がありますが、個別避難計画の作成とともに施設側との協議を進めているところであります。

また、富士山噴火による避難先の不安についてであります。富士山火山避難基本計画では火山災害の不確実性、住民の「いのちを守るための避難を優先し、くらしを守るための避難にも配慮する」という基本方針から、原則、自市町村内での避難を示されています。その後、噴火の状況により、必要に応じて近隣市町村へ、更に避難を拡大する必要がある場合は県内外の他市町村へ段階的に避難することとしております。

一方、避難に時間を要する要配慮者につきましては、火山活動が高まった場合には逃げ遅れることがないように、御自身が事前に決めた安心できる避難先である親戚や知人宅に自主的に分散避難することが推奨されております。

なお、富士山噴火からの避難対策を詳しく紹介した火山噴火避難対策ガイドブックを、今月末に全戸配布することとしており、今後も「正しく知り、正しく備える」ことについて、より一層の普及啓発に努めてまいります。

次に、4点目の医療的ケア児の避難についてであります。福祉施設に対し、市では平時から発電機を配備し電源の確保はもとより、食料等を備蓄するなど速やかに避難所開設ができる体制を整えております。また、医療物資の不足につきましては、山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、県の地区保健医療救護対策本部より、物資の供給を受けることになっております。

施設の利用計画につきましては、施設入所者と避難者のゾーニングや収容スペースの確保などを整理し、各福祉施設にて作成を進める福祉避難所運営マニュアルの策定を引き続き支援してまいります。

次に、5点目の自宅避難している障害者への対応についてであります。現在作成を進めている個別避難計画において、避難行動要支援者の避難先を定める上で、在宅避難等の避難状況の把握を行い、災害発生時に迅速に対応できるような体制づくりを進めております。また、平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動

要支援者名簿を共有しており、災害発生時にはこれらの団体等との協力により、障害者を含めた要支援者の安全確保に努めてまいります。

事前に物資を配給する件につきましては、災害に備え備蓄品や持出品を平時から準備することはあくまでも自助の基本でありますことから、先ほど答弁申し上げました火山噴火避難対策ガイドブックとともに、今月末に全戸配布する「わが家の防災マニュアル」により災害への備えについて、より一層の普及啓発に努めてまいります。

次に、6点目の個別避難計画についてであります。先日、人工呼吸器を装着している在宅者2名に対し、個別避難計画を策定したところであります。

しかしながら、昨年9月の定例会において答弁申し上げましたとおり、個別避難計画の策定には、障害の度合いや個別事情が異なるため、多様な対応が必要となること、支援の担い手の確保が難しいことなど課題が山積しております。

そのようななか、現在、早期の個別避難計画策定に向け、障害者の支援団体に参画していただき、意見交換を行うなど、計画策定の準備を着実に進めているところであります。

先月、災害対策基本法の一部改正が閣議決定され、介護福祉士や社会福祉士などで構成される災害派遣福祉チームDWA Tによる在宅避難者や車中泊の避難者への支援が進められ、障害者への防災支援は、今後より強化されることとなります。本市におきましても、国や県の動向を注視し、誰一人取り残さない防災への取組を推進してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問をします。

1点目 防災訓練についてお聞きしたところですが、一部、福祉施設入所者及び介助者の参加で実施したところのご答弁でした。福祉施設でしたら、防災訓練を全施設で実施するべきだと思いますし、実際には、それぞれの施設で既に実施しているものと伺っています。

今回、お聞きしたのは、自宅で生活している人の避難についてです。

独りで暮らしている人もいますし、家族がいても仕事に行き、昼間誰もいない時に、被災された場合を心配してお聞きしました。

そんな時、地域の人に障がいのある自分が、皆さんと同じ地域にいることを、知っていただきたいとのことでした。近所の人から声をかけてくださるだけで、またそんな人が一人でも増えたらどんなに心強いかと、そのためにも、地域の人と同じ場所で訓練に参加したいと仰っていました。

例えば、今後の防災訓練には、自立支援協議会をとおすなどして声かけすることは可能でしょうか。市の考えをお聞かせ下さい。

2点目 公式 LINE アプリについては、より良い機能を拡充してくださるとのことありがとうございます。

視覚障がい者は、文字情報が全てです。起動する時のボタンが分かりやすいように代替テキストをつけていただくとよりわかりやすいようです。

また、視覚障がいといっても、弱視も含まれます。文字も大きく色使いも見やすくすることが必要かと思います。

こうした、視覚障がい者は、市内に135人いらっしゃるということです。

細かなことですが、安全な避難のために、是非対応していただきたいと思います。市の考えをお聞かせ下さい。

3点目 富士山避難のご答弁に要配慮者については、自身が事前に決めた安心できる避難先である親戚や知人宅に自主的に分散避難することが推奨されているとありましたが、このようなことを私は、初めてお聞きしました。

このような避難の方法はいつ決められたのでしょうか。また、どのような方法で周知されましたか、お聞かせ下さい。

お聞きしたところ、令和5年度で災害時要援護者登録数は209名いらっしゃるということです。担当者の方々には、大変な中、様々な計画を進めてくださっていることに日々感謝しています。

最後になりますが、当事者や家族にとっては、避難計画は生死を分ける重要な情報です。

本市においては、地震と富士山噴火の避難では、大きな違いがあると思います。特に、障がい者の避難には、地震では自宅避難を選んだ人たちも、富士山噴火の時はできるだけ安全な場所に避難してほしいと思います。やはり、そうした避難方法の違いを理解してもらうためには、私は、防災訓練などを繰り返すことが一番だと思いますが、他にも市として防災訓練以外で何か有効な手段がありましたらお聞かせ下さい。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の企画部長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の在宅の障害者の防災訓練への参加についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、障害者の所在は把握しているため、今後は自主防災会等を通じて在宅の障害者にも声をお掛けするとともに、自立支援協議会をはじめとする障害者関係団体等と連携するなど、一人でも多くの市民に御参加いただける防災訓練を実施してまいります。

次に、2点目の公式LINEアプリの機能の拡充についてであります。公式LINEアプリのメニューボタンには、代替テキストを追加しておりますので、わかりやすく使用することが出来るようになります。

また、文字を大きく色使いも見やすくとのことですが、こちらにつきましてはスマートフォン等のサポート機能において、文字の拡大、色補正や色反転が出来るようになっておりますので、そちらの機能を御活用していただきますようお願いいたします。

今後におきましても、視覚障害者が使いやすいような機能を研究してまいります。

次に、3点目の自主的な分散避難についてであります。令和5年3月に富士山火山防災対策協議会において改定された富士山火山避難基本計画で、火山災害の不確実性を踏まえ、避難に不安がある方や遠方へ避難しても生活に支障のない方などに対しましては、自主的な分散避難を積極的に呼び掛けていくことが示されました。

これを受け、富士山火山避難基本計画の改定内容や自主的な分散避難などにつきましては、令和5年8月号の広報ふじよしだで富士吉田市防災の日のお知らせとともに特集記事を掲載したほか、同年に実施いたしました富士吉田市防災の日の総合防災訓練の中で行われた防災講話や火山専門家とのパネルディスカッションにおきましても、話題として取り上げたところであります。

さらに、今月末に全戸配布する富士山火山噴火避難対策ガイドブックにも掲載しており、今後におきましても要配慮の方が安心して避難できるよう、分かりやすい周知をあらゆる機会を通じて、継続して実施してまいります。

最後に、防災訓練以外で避難を理解する有効な手段についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、今月末に全戸配布する、我が家の防災マニュアルと富士山火山噴火避難対策ガイドブックをお読みいただくことが大変有効であります。このガイドブック等は音声読み上げ機能を備えており、視覚障害者の方も御確認いただけるものとなっております。

市民の皆様におかれましては、このガイドブック等の活用により平時から正しく備えていただくほか、市においては地域への防災出前講座にて普及啓発を行うことなどを重ね、地域防災力の更なる充実・強化を図ってまいります。

以上、答弁いたします。

3回目の質問

3回目の質問をします。

災害時における障がい者の福祉避難所への直接避難には個別避難計画が必須とのことでありますので、個別避難計画の策定は大変なことです。市が関係機関と連携を図りながら進めていただきたいと思います。

そこでお聞きします。

災害時、福祉避難所への直接避難は、障がい者のお母さん方の強い要望ですが、もし今、災害が起きたら福祉避難所へは、これまでと同様に一次二次と避難して、その後の指示で移動するしかないのでしょうか。

また、今回改正された災害基本法には、福祉の視点を強化するとありました。福祉避難所への避難について市では、どのように指示されるのでしょうか。お聞かせ下さい。

最後に、先ほどの答弁で、今月末に、富士山噴火避難対策ガイドブックが、全戸配布される予定とのことでした。そのガイドブックには、音声読み上げ機能も備えてあるとのことでしたので、期待しています。その内容をしっかりと障がい者に理解していただくためにも、様々な媒体で周知することが望ましいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上で3回目の質問を終わります。

3 回目の企画部長答弁

前田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、福祉避難所への直接避難及び避難の指示についてであります。災害発生時や発生の恐れがある際につきましては、市の避難指示により、避難を必要とする方から、市内15か所の指定避難所へ避難いただくこととなります。その際、避難所にて滞在することが難しい要配慮者につきましては、福祉避難室となる専用スペースにて御家族と共に過ごしていただきます。

こうした対応を行うなかで、発災時等において、福祉避難所となる建物の安全性や施設スタッフの確保等を確認した上で、受入体制が整い次第、福祉避難所を開設してまいります。それとともに、県の地区保健医療救護対策本部の支援を受けるなか、福祉避難所を利用する必要性の高い要配慮者を把握し、移動手段を確保した上で移送を実施してまいります。

次に、障害者に対する様々な媒体による周知についてであります。障害者の方々に理解を深めていただくため、障害者団体等に対しましても出前講座の機会を設けるなど、あらゆる媒体を通じて周知してまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「日本キッチンカー経営審議会との協定の締結について」

1 回目の質問

地震などの大規模な災害に備えて、富士河口湖町がキッチンカーの事業者でつくる団体「日本キッチンカー経営審議会」と災害時に団体が炊き出しを提供する協定を結んだというニュースを見て驚きました。

協定は、災害時に町からの要請を受け、キッチンカーにより避難所において無償で炊き出しを行うもので、元日の能登半島地震でも実施され、好評を得たそうです。

本市では、今は比較的、災害による被害はありませんが、決して安心してはいられません。地震だけでなく、富士山噴火などいつ何が起こるか解りません。

自然災害は、毎年のように日本を襲っています。そうした中で自然災害に対して万全の備えをしておかなければならないと思います。

人権がしっかり守られるような避難所をと、公明党として今強く訴えているのが、「TKB48」このTとは、トイレのことです。暖かく明るいトイレ、Kは、キッチ

ンです。避難所では、冷たいごはんが当たり前とされていますが、もし、温かいごはんが配給されたら、心も体もどんなに和むでしょうか。そしてBはベッドです。能登半島に地震があつてから6日目に現地にいった党の議員が目にしたのは、冷たい体育館の床にざこ寝をしているところでした。

ベッドに関しても、ダンボールベッドを用意してプライバシーも守れるような環境を整えなければならないと感じたそうです。そして48は発災後48時間以内に体制を整えることを目標にしたものです。これが、「TKB48」です。

私は、防災士として、数年前から、災害時、インフラが全て止まった時に温かな食事をとれるパッククッキングという簡単な調理法を市民の皆さまに伝えています。それだけでも、知っていれば心強いものです。

それが、キッチンカーで大勢の食事を作って被災者の皆さまに届けられたらどんなに、喜んでいただけるでしょうか。

是非、本市も「日本キッチンカー経営審議会」との協定の締結を進めていただけないでしょうか。市の考えをお聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の企画部長答弁

日本キッチンカー経営審議会との協定の締結についての御質問にお答えいたします。本市におきましては、幸いにも市内にキッチンカーの事業所があり、この事業所においては、平成23年東北地方太平洋沖地震や令和6年能登半島地震などでボランティア活動を積極的に行っている実績がございます。さらに、本市における各種イベントの開催時におきましても、当該事業者が県内外のキッチンカー事業者による各団体を取りまとめ、御協力いただいておりますことから、日本キッチンカー経営審議会ではございませんが、既にこの市内事業者と災害応援協定の締結に向けた協議を進めているところでもあります。

以上、答弁いたします。

「締め言葉」

今回、多くの方からお話しを伺いましたが、そんな中で、ご家族の方が言われた言葉が胸に残りました。

それは「障がい者や高齢者にとって不自由であっても人が優しい町であってほしいですね」と言われた一言でした。

今回の質問だけでは、とてもお聴きした声を届けきることはできませんでしたが、これからも声にならない小さな声を代弁していきたいと思いました。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。